



刊夕日七廿月二

定 一 部 金 貳 錢 廣 告 費 五 錢 十 二 分
 郵 稅 五 厘 風 料 告 費 五 字 語 一 行 五 十 錢
 休 日 日 曜 大 祭 福 島 縣 石 城 郡 平 町 橋 本 町 一 一 番 地
 印 刷 所 本 報 社 印 刷 部 福 島 縣 石 城 郡 平 町 橋 本 町 一 一 番 地

寄 書
 外務當局に一言
 政界通人
 日露條約の締結を見るに至つたので霞ヶ關の連中は頗りに凱歌を擧げて居る様であるが果してこの日露條約が成功の範圍に入つて居るや否や大に疑はざるを得ない尤も日露兩國が互に握手したと云ふ事は人類生活上極めてよき事でありこれに對して何人も異議を申述ぶるものも恐らくあるまいと信するさながら我國が世界競争場裡に於ける或る一種の脅威を感じて讓歩に次ぐに讓歩を以つて條約の締

結を計つたとすればその條文の如何に拘らず不成功である吾人は日露交渉のみを以つて霞ヶ關の秘密外交を責むるものではないが大體霞ヶ關の役人は民意など云ふものを聞かすして獨斷的に種々なる對策を講ずるがこは憲治下に於ける態度ではなからうと思ふ殊に現内閣は公論尊重を政治運用の旗印としてゐるのであり獨り外務省が公論を無視するが如き態度をとるは實に潜越至極と謂はざるべからず故に外務省たるもの今後に於ける對外問題に對しては出來得る限り公開し國民の意見を聞き而して大

る國民の力をかりてこれに善處せられんことを希望するものであるが殊に最近連續的に我國を壓迫しつつある米國は更に東洋の天地にその魔手を延ばさんとして居るので如何なる外交問題が何時勃發するやも計り難く萬一我が國体を侮蔑するが如き態度に出でんか霞ヶ關は從來の秘密主義を捨て問題の真相を公表し國民の眞面目なる批判を仰ぎ以つて適當なる方策を樹つる様にせねばならぬ事をこゝに前以つて一言して置きたい



社 員 招 聘
 外 内 圓 百 給 月
 談 面 細 委
 東 京 恒 産 合 資 社 會 磐 城 支 社
 平 町 郡 役 所 通 り

平 白 銀 町
田 邊 機 械 店
 電 話 二 六 七 番

常 警 文 藝
 枯 菊 希 苦 男
 一 册 の 代 金 で 御 希 望 通 り な 五 册 の 雜 誌 が 自 由 に 讀 む 平 町 長 橋 町 三 五 川 崎 同 文 庫 (中 込 次 榮 規 則 書 進 守)

帝 王 最 近 三 大 名 篇 大 公 開
 現 代 哀 話
 淀 の 草 笛 卷 全
 里 見 明 ・ 歌 川 八 重 子 ・ 人 努 力 共 演
 廓 の 達 引
 春 雨 傘 卷 全
 嵐 璃 徳 ・ 實 川 延 松 ・ 力 演
 此 の 名 篇 を 見 逃 す 勿 れ
 時 代 俠 骨 第 二 篇 全 卷
 國 定 忠 次
 市 川 童 十 郎 ・ 市 川 幡 谷 ・ 主 演
 其 他 實 寫
 帝 キ ネ 直 營
有 聲 座
 平 町 前 電 話 四 四 六 番

父 長 七 儀 永 ら 病 氣 中 の 處 養 生 不 相 叶 廿 六 日 午 前 九 時 半 死 去 仕 候 間 此 段 辱 知 諸 彦 に 乍 略 儀 以 紙 上 謹 告 仕 候 追 て 葬 送 の 儀 は 廿 八 日 午 後 二 時 性 漢 寺 に 於 て 佛 式 を 以 つ て 執 行 可 仕 候 大 正 十 四 年 二 月 廿 六 日 外 小 野 園 次 郎 同 戚 一 同

生 徒 募 集 平 産 婆 看 護 婦 學 校 平 町 南 町 電 話 三 〇 七 番
 薦 め 頼 信 出 來 新 藥
 凍 傷 新 藥 (發 布 藥) ナ ュー ル (藥 研 義 製) 十 五 人 三 五 廿 五 瓦 人 六 〇
 鎮 咳 祛 疾 新 藥 (咳 藥) ブ ロ チ ン (全 共 製) 〇 〇 錠 入 一 〇 五 〇 〇 瓦 人 一 七 〇
 解 熱 鎮 痛 新 藥 (風 藥) ハ イ エ ル (獨 國 社 製) ア ル ビ リ ン (獨 國 社 製) 廿 五 瓦 錠 (〇 五) 一 〇 〇 〇 五
 關 內 藥 局 目 丁 四 町 平 電 話 四 〇 番

平町の負擔額

平均六十錢宛の減額

總べて緊縮方針の豫算面

平町豫算を附議すべき町會は本日午前十時より開會され、提案された歳入歳出の豫算面に依ると歳入廿九萬七千三百四十一圓七十四錢歳出

經常部

十四萬七千二百五十圓、臨時部十一萬四千七百二十二圓五十錢であつて前年度の總豫算と比較する時は十五萬五千四百餘圓の大減額を示すに至つて居る、是れは前年度に於て南郷地主の寄附に係る道路敷地を

時價に

換算して計上した結果であるから豫算面の大減額は是れを眞の減額と見る事は出来ない、共前年の通常豫算計一萬九百七十五圓と比較すれば一萬三千六百圓の減額を來して居る、是れが伏見新町長のお手並みに依る緊縮方針の結果で現に役場費

土木費

衛生費等に加へられた大斧銀は三千餘圓に及んで居る、従つて戸數割の如きも一戸平均の負擔額が六十錢以上の減額を示した次第に特別會計の水道費は歳入十一萬九千六百三圓六十一錢、歳出經常部六萬二千三百六十圓四十九錢同

臨時部

五萬五千七百

詔書及び命令奉讀に次ぎ會我聯合青年團長の告辭あつて法學博士、杉慎吉氏の講演あり續いて各團より選抜された辯士の演説及び剣道等盛んに行はれ終つて餘興の活動寫真ある由。

轉々流浪する鮮人

平署取締りに手を焼く 稀には内地婦人と同居

石城郡内現住の朝鮮人は大日本警備小田その他の各炭鑛を通じ約百四十名を算し之等は 何れも坑夫

大多數

は何れも轉々居る定めぬ流浪の徒多く隨つて勞働能率等に於て内地人に比し些少の遜色あるに加之言語の完全に通せざる等の缺陷もあるので一般雇傭主は之れを喜ばざる形向あり

目下の 處之れ等の

界限中別段氣脈的の危険等無きもの、如くであるも前



家庭欄

古シヨールの利用

數年前に流行した薄い羽二重や縮緬のシヨールを好みその色に染め、(そのまゝ)にても結構ですが)婦人洋服に利用すると、立派な晴着

南町胡摩焚き

平町南町第二區にては本日初午である爲め成田山境内に集合胡摩焚きを兼ねて火防及び衛生組合の役員を改正した

住所の 異動より之

れが取締に關し警察當局に於ては少からず頭をなやめて居るもの、如くである因に石城郡内に在住の鮮人中内地人を妻として居るもの約十名ほどあると

結婚したのに 同棲を拒む

花嫁が立腹 双葉郡久之濱町金ヶ澤新妻ツルヨ(二)は安齋辯護士を訴訟代理人として石城郡平窪村矢吹向一を相手取り婚約不履行慰料五百圓請求の事件を此程福島地方裁判所平支部に提起したが理由

は原告ツルヨは大正十年四になります、尤もこれには他にたし布がいろいろありますが、主要な部分、つまり胸から背の中央にシヨールを用ゐるので、たし布は僅かですみます、また薄いシヨールを絞りに染め、書棚のカーテンにすると面白いものができます。

古ネクタイの利用法 ネクタイのいたむ場所は、衿元丈ですから、用ゐられなくなつてもほとんど丈夫な所が澤山有ります、その廣い部分からは下駄の瓜皮などを、狭い所で對の鼻緒をとります、また帯ごめ、墓口紙入、等もできますし手まめにはぎ合すと、手提袋になる。

川内村の 元助役公判

傍聽人溢る 既報双葉郡川内村疑獄事件に連座した同村元助役渡邊博之の第一回公判は本日午前十時福島地方裁判所平支部に於て日井裁判長係り、小野村、廣瀬兩判事陪席、宮崎檢事立會、新田目、千葉、漆畑其他の辯護士列席の上開廷同村有志の傍聽者延外に溢れたが判決言渡は來月十三日の由

公人私入

渡邊則成氏(性源寺住職)二三日前福島から歸平後激烈なる風邪に冒され仲々の重態である

田町煙突掃除

平町田町火防組合にては煙突掃除を勵行せしむる爲め検査表を各戸に配附し毎月十日及び廿五日兩度検査して同表に組員が捺印する事となつた由

平町人事

出生 △五丁目二六高田榮次郎氏五女 △南町四二大内綱吉氏二女 死亡 △橋町三 小野長七(七八) △五丁目一五坂本芳子(一六)

反對同盟會委員の 土木課長會見顛末

夜間井上氏の案内にて 五十余名大舉訪問

既報大瀧發電所許可反對同盟會は昨日午後六時より協樂亭跡警署通信社樓上に委員會を開會、集る熱誠の士三百余名にして先づ大原會長の開會の挨拶に次ぎ大森副會長の會務

報告を

爲し協議に移り飽迄處期目的の貫徹に向つて突進せんが爲め來平せる中隈土木課長に反對陳情を爲さんと議一決し井上縣會議員の紹介に依り五十

意圖を

有して種々手續中の模様であるから此際は慎重なる態度を把持して到來すべき時機を暫く待たれ度とて歸郷後は町民側の熱烈な要望を必らず香坂知事に

お傳へ

すべしと契ふ處あり午後九時五十分委員一同右會見に依つて更らに結束の念慮を固め意氣天を突くの概を示し辭去した

閑散な平驛

貨物が動かぬ 平驛昨今の狀況は乗降客貨

物共に極めて閑散を呈して居るいかに不景氣だといつてもこんな閑散な事はほんとうに珍らしい當驛の乗車賃銀は一圓平均一圓處が最低であつたのに近頃は八圓位に減少してしまつた貨物は貨切は木炭、木材等が重だがこれもお話しにならず小口は平町から附近村落に行く雜貨が多いのであるがこれもさつぱり品が動かす運賃は二三割減の一日百八十圓位であると驛長は云つてゐた

五丁目青年會

平町五丁目青年分團にては廿七日午後六時より吉田屋にて